

鹿児島工業高等専門学校教職員の自家用自動車の業務使用に関する規則

(趣旨)

第1条 鹿児島工業高等専門学校（以下「本校」という。）の教職員が所有する自家用自動車を本校の中学校訪問及び課外活動指導等の旅行（以下「中学校訪問等」という。）のために使用する場合の取扱いについては、独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「機構」という。）教職員等の自家用自動車の業務使用に関する取扱要項に定めるもののほか、この規則によるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 自動車 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車で、自動二輪車を除くものをいう。
- (2) 自家用自動車 教職員若しくは教職員と同居する親族が所有する自動車又は割賦販売法（昭和36年法律第159号）による割賦等で購入し所有権が留保されている自動車のうち、教職員が日常通勤等に使用しているものをいう。
- (3) 指定車 中学校訪問等のための旅行に使用することを認められた自家用自動車をいう。
- (4) 公用車 本校が所有する自動車をいう。

(自家用自動車の登録)

第3条 自家用自動車を中学校訪問等のために使用しようとする教職員は、あらかじめ指定車登録申請書（様式第1号）により、校長に登録の申請をしなければならない。申請事項に変更があった場合も同様とする。

- 2 校長は、前項の申請内容が次の各号に掲げる要件をいずれも備えていると認められる場合に限り、当該自家用自動車を指定車として承認するものとする。
 - (1) 普通運転免許を取得してから3年を経過していること。
 - (2) 自動車損害賠償責任保険（自賠責保険）に加入していること。
 - (3) 当該教職員を被保険者とする自動車保険又は自動車共済（以下「任意保険」という。）に加入し、次の保険内容で契約を締結していること。
 - ① 対人賠償保険及び対物賠償保険 無制限
 - ② 搭乗者保険 1人につき1,000万円以上
 - (4) 任意保険の名義（契約者）は本人に限る、ただし、教職員と同居する親族名義の任意保険については本人が賠償被保険者に含まれているものとする。
 - (5) 道路運送車両法による定期点検整備を行っていること。

(使用の許可)

第4条 教職員は、指定車を中学校訪問等のために使用するときは、その都度、指定車使用申請・報告書(様式第2号)により、校長の承認を受けなければならない。

2 校長は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するときに限り、当該指定車の使用を承認することができる。

- (1) 一般の交通機関の運行の状況が悪いとき。
- (2) 公用車が使用できないとき。
- (3) 経済的合理的な方法により民間車輛を借り上げる事が適当でないとき。(リース・レンタルを含む。)

(使用の制限)

第5条 校長は、教職員又は指定車が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、指定車の使用を承認しないものとする。

- (1) 教職員の心身の状態が運転に不適當な状態のとき。
- (2) 教職員の運転技術が未熟であるとき。
- (3) 教職員が交通法規に違反して免許停止処分を受けてから3年を経過していないとき。
- (4) 1日の走行距離が200キロメートル又は運転時間が5時間を超えるとき。
- (5) 道路運送車両法による定期点検整備を行っていないとき。

(教職員の責務)

第6条 教職員は、指定車を中学校訪問等に使用するに当たり、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 職務の専念及びサービスの保持に留意すること。
- (2) 教職員以外の第三者を同乗させないこと。
- (3) 承認を受けた本人以外の者に運転させないこと。

2 教職員は、指定車に他の教職員を同乗させることができる。この場合において、同乗者には車賃を支給しない。

3 教職員は、交通法規を遵守し、安全運転に努めるとともに、交通事故が発生した場合は、必要な措置を講じた上、直ちに校長に報告しなければならない。

(損害賠償責任等)

第7条 本校は、教職員が業務上使用を承認された指定車が私用運転中に起こした事故については、一切その責任を負わない。

2 中学校訪問等のための旅行に使用した指定車が、交通事故を起こした場合における損害賠償については、任意保険で定めた保険金額の範囲内で教職員が負担するものとする。

ただし、任意保険の保険金額では損害賠償金額をてん補できない場合は、機構と当該教職員が協議の上、それぞれの負担額を決定するものとする。この場合において、当該事故が教職員の故意又は重大な過失により起こった場合若しくはこの規則を遵守していない場合には、機構から当該教職員に対し求償することができる。

2 前項における、任意保険の免責金額は、本人が負担する。

(車賃)

第8条 指定車の使用による車賃は、1キロメートルにつき15円を旅行行程通算の距離に乗じた額とする。

2 前項に定めるもののほか、業務上の必要により高速道路等(有料道路を含む。)を利用した場合は、高速道路料金の実費額を別途支弁する。

(その他)

第9条 指定車の登録及び取消しは、自家用自動車の指定車登録名簿(様式第3号)により管理・運用するものとする。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年5月1日から施行する。

受領 令和 年 月 日
 許可 令和 年 月 日

校長	事務部長	総務課長	総務補佐	総務係

指定車登録（新規・変更）申請書				
所 属			第 号	
自家用自動車 業務使用者 氏 名			普通免許取得年月日	
			昭・平・令 年 月 日	
			経過年（3年未満不許可）	年
自家用自動車 車 種 名			免許停止処分年月日	
			昭・平・令 年 月 日	
			経過年（3年未満不許可）	年
自家用自動車 車輛ナンバー			乗 車 定 員	名
自家用自動車 の任意保険 付 保 内 容	加入任意保険会社名			
	任意保険加入年月日	平成・令和 年 月 日		
	その他の付保内容			
	対人賠償保険額	対物賠償保険額	搭乗者保険額（1人につき）	
	無制限・円 （無制限以外不許可）	無制限・円 （無制限以外不許可）	無制限・円 （1,000万円未満不許可）	
<p>鹿児島工業高等専門学校教職員の自家用自動車の業務使用に関する規則に従い業務を遂行するものとし、同規則第3条の規定により、上記のとおり申請します。 なお、万が一交通事故等を引き起こした場合は、同規則第6条第3項及び第7条の規定を遵守します。</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">鹿児島工業高等専門学校長 殿</p> <p style="text-align: right;">申 請 者</p> <p style="text-align: right;">職 名</p> <p style="text-align: right;">氏 名 印</p>				
許可通知年月日	令和 年 月 日	不許可・取消年月日	事由	条件不成立・異動 その他（ ）
		令和 年 月 日		

添付書類（必須）

- 運転免許証(写)、自動車検査証(写)、任意保険証書(写)、自賠責保険証書(写) 各1部
- 添付書類（新車登録又は前回車検時から1年を経過している場合は必須）
- 定期点検整備(1年点検)の実施が確認できる点検整備記録簿(写) 1部

様式第2号（第4条関係）

校長	事務部長	総務課長	総務課長補佐 (総務)	総務課長補佐 (財務)	財務係	総務係

指定車使用申請・報告書

令和 年 月 日

鹿児島工業高等専門学校長 殿

申請者

所属・職名

氏名

印

指定車を下記の業務のための旅行に使用したいので許可願います。

記

【使用申請】

指定車	車 輛 ナンバー :	※許可年月日 令和 年 月 日
使用日時	令和 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分まで (うち運転時間:約 時間)	
行 先 (経路)		
業 務 (使用目的)		
使用理由		

【使用報告】

使用日時	令和 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分まで	
出発時の車両メーター (A)	k m	
到着時の車両メーター (B)	k m	
※ 車 賃	{ (B) - (A) } × 15 = 円	
高速道路料金	円 (往路 : ~、復路 ~)	

- (注) 1. ※欄は記入しないでください。
 2. 1日の走行距離が200km又は運転時間が5時間を超える場合は許可できません。
 3. 高速道路を使用した場合は、用度係で立替払いの手続を行ってください。
 (高速道路利用料金領収書が必要となります。)

